

○長浜市まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業補助金交付要綱

令和6年3月25日告示第130号

長浜市まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中心市街地において、コロナ禍により変化した来訪者動向に対応し、滞在型観光を推進するため、まちの新たな魅力を創出する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中心市街地とは、湖の辺のまち長浜未来ビジョン（令和4年3月策定）に定める長浜未来ビジョンエリアをいい、別図に定める区域とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、定款の事業目的に商業及び観光事業に関する規定がある法人であって、かつ、次条に規定する全ての事業を一体的に実施できるものとする。ただし、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税の全部又は一部に未納がある者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (4) 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、中心市街地において実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) パブリックスペースを効果的に活用した新たな観光スポットの創出事業
- (2) ガラスを活かした魅力あるまちづくり事業
- (3) 教育旅行の受け入れ強化による団体誘客と周遊観光の活性化につながる事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額は別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 消耗品費や維持管理費など経常的な経費
- (2) 汎用性の高い備品の購入費、原材料費
- (3) 新たに雇用する技術者等専門人材を除く人件費
- (4) 交際費、飲食費、懇親会費その他の交際接待関連経費

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業計画書（様式第1号）
- (2) まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 申請法人の定款
- (4) 市税の完納証明書（納期限が到来している市税に未納がないことを証明するもの）
- (5) その他市長が特に必要と認める書類  
（実績報告の添付書類）

第7条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業実施報告書（様式第3号）
- (2) 事業実施の状況が分かる写真
- (3) まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業収支決算書（様式第4号）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類  
（概算払）

第8条 市長は、概算払の請求があったときは、規則第17条第2項の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

（帳簿の保存）

第9条 補助対象者は、事業に関する帳簿及び書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

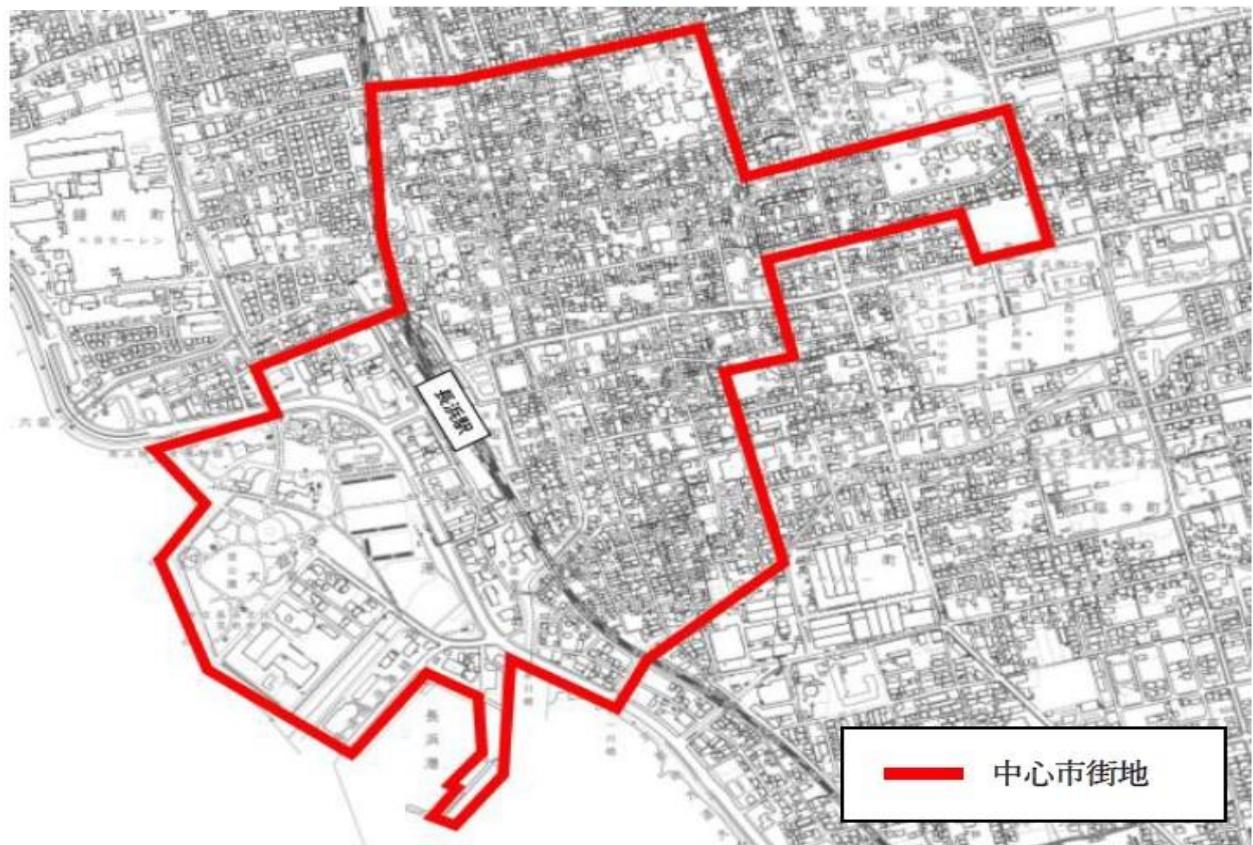
（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別図（第2条関係）



別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
第4条に規定する事業の実施に必要な経費 設備投資費 工事費 設計費 開発費 運搬費 企画費 広報活動費 印刷製本費 委託費 新たに雇用する技術者等専門人材 人件費 その他市長が適当と認める経費	補助対象経費の2分の1以内	予算の範囲内で別に定める額

様式第1号（第6条関係）

まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業 事業計画書

(1) 申請者情報	事業者名	
	代表者職・氏名	
	所在地	〒            —
	担当者名	
	連絡先	TEL : FAX : E-mail :
(2) 事業名称	<input type="checkbox"/> パブリックスペースを効果的に活用した新たな観光スポットの創出事業 事業① :  <input type="checkbox"/> ガラスを活かした魅力あるまちづくり事業 事業② :  <input type="checkbox"/> 教育旅行の受け入れ強化による団体誘客と周遊観光の活性化につながる事業 事業③ :	
(3) 実施目的 ※申請者の営利目的ではなく、中心市街地の新たな魅力や賑わいの創出につながることをイメージできる実施目的を記入すること	事業① :  事業② :  事業③ :	
(4) 実施内容等 ※設計書やイメージ図など実施内容を具体的に示せる資料を添付すること	事業① :  事業② :  事業③ :	

(5) 実施場所 ※具体的な実施場所がわかる地図等を添付すること	事業①：長浜市 町  事業②：長浜市 町  事業③：長浜市 町
(6) 実施効果 ※事業ごとに見込める効果に加えて、全ての事業を一体的に実施することによって期待できる効果を記入すること	
(7) 開始予定日	年 月 日
(8) 完了予定日	年 月 日

様式第2号（第6条関係）

まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業 収支予算書

【収入】

単位：円

項目	金額	内訳
合計		

【支出】

単位：円

項目	金額	内訳
合計		

※支出予定額の積算根拠資料を添付すること



	事業③：長浜市 町
(6) 事業成果 ※地域の経済波及 効果に係る根拠デ ータを用いるな ど、まちなかの魅 力向上にどのよう な効果・成果があ ったのか具体的に 示すこと	
(7) 事業開始 日	年 月 日
(8) 事業完了 日	年 月 日

様式第4号（第7条関係）

まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出事業 収支決算書

【収入】

単位：円

項目	金額	内訳
合計		

【支出】

単位：円

項目	金額	内訳
合計		

※支出した費用を確認することができる領収書の写し等を添付すること